

お得意様各位

アンシス・ジャパン株式会社

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」施行に伴う弊社製品の消費税率について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、2019年10月1日から、消費税率が引き上げられます。
消費税率の引き上げに伴い、主な弊社製品に係る消費税は下記の通り、計算し、請求させていただきます。

敬具

記

1. Lease

契約開始日に有効な消費税率にて請求させていただきます。

2. TECS

サービスの提供期間に応じて、下記の通り、契約金額の月割り額に対応の税率を乗じて請求させていただきます。

契約開始日から2019年9月30日までの期間：8%

2019年10月1日から契約終了日までの期間：10%

(具体例1)

2019年4月1日～2020年3月31日までのご契約

ご請求金額：1,308,000円 (うち御契約金額：1,200,000円、消費税：108,000円)

消費税内訳：

2019年4月1日～2019年9月30日[消費税率8%]

消費税：48,000円 (契約月数：6ヶ月/契約額月割り：600,000円)

2019年10月1日～2020年3月31日[消費税率10%]

消費税：60,000円 (契約月数：6ヶ月/契約額月割り：600,000円)

(具体例2)

2019年4月15日～2020年4月14日までのご契約

ご請求金額：1,308,000円 (うち御契約金額：1,200,000円、消費税：108,000円)

消費税内訳：

2019年4月15日～2019年9月30日[消費税率8%]

消費税：48,000円 (契約月数：6ヶ月/契約額月割り：600,000円)

2019年10月1日～2020年4月14日[消費税率10%]

消費税：60,000円 (契約月数：6ヶ月/契約額月割り：600,000円)

※契約開始日の属する月から起算して月割りとなります。

3. Paid-up

契約開始日に有効な消費税率にて請求させていただきます。

4. Consulting

プロジェクト完了日に有効な消費税率にて請求させていただきます。

5. Training

受講完了日に有効な消費税率にて請求させていただきます。

6. ANSYS Learning Hub

上記2、TECSと同様、契約金額の月割り額に対応の税率を乗じて請求させていただきます。

7. Mentoring Expert/ Day Base Training / Technical Service Enhancement

契約開始日に有効な消費税率にて請求させていただきます。

上記2.および6.については、ご提供期間が2019年10月1日以降に係る部分につきましても、施行日までは現行の8%にて計算いたします。

ご提供期間が2019年10月1日以降に係る部分につき、新税率10%と旧税率8%との差額が生じる場合は10月以降別途ご請求させて頂く予定でございます。

ご不明な場合は、下記メールアドレス宛てにお問い合わせください。

tok-ctax-2019@ansys.com

以上

※本文中の元号の表示につきましては、改元に伴い、便宜上西暦を表記しております。